

原議保存期間	10年(平成40年3月31日まで)
有効期間	一種(平成33年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
 庁内各局部課長
 各附属機関の長
 各地方機関の長

警察庁丙少発第10号、丙生企発第57号
 丙保発第11号、丙情対発第11号
 平成29年4月25日
 警察庁生活安全局長

児童の性的搾取等に係る対策の強化について(通達)

児童ポルノの製造や児童買春を始めとする児童の性的搾取等については、近年の深刻な情勢を受け、政府を挙げて多角的かつ包括的な対策を総合的に推進すべく「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」が犯罪対策閣僚会議において取りまとめられた(平成29年4月18日付け警察庁丙少発第8号参照)。各位にあつては、下記1に示した基本的な考え方に留意しつつ、2から6に示した各種対策を積極的に推進されたい。

記

1 基本的な考え方

(1) 警察による取組の主導

児童の性的搾取等は、児童の心身に有害な影響を及ぼし、かつ、その人権を著しく侵害する極めて悪質な行為であり、断じて許されるものではない。加えて、こうした行為は、児童を守り育むべき大人たちの手で行われており、インターネットを通じて長期かつ継続的に被害児童を傷付けることも多い。児童を含めた国民の生命、身体等の保護を責務とする警察としては、児童の性的搾取等に係る対策について主導的な役割を果たしていく必要がある。

(2) 関係機関・団体との連携の深化

児童の性的搾取等は、被害が潜在化する蓋然性が高いことや被害の要因・背景に係る多様な角度からの対策が求められることなどから、警察のみではその実態を十分に把握し、有効な対策を進めることに限界がある。このため、国の出先機関、都道府県、市町村等の関係部門との連携を強化し、これらの行政機関による取組を促すとともに、児童の性的搾取等に係る対策に取り組むボランティアやNPO等の民間団体との連携も図り、児童や保護者が求める多様なニーズに応じた対策を総合的に進めていく必要がある。こうした関係機関・団体等との連携については、これまでも推進してきたところであるが、本「基本計画」が決定され、児童の性的搾取等に係る対策について世論の関心が高まっている現在こそが、連携をより深化させる好機であり、各都道府県の実情に応じて、関係機関・団体と連携した対策を積極的に講じることが求められている。

2 児童の性的搾取等の被害実態・端緒情報の把握と取締りの強化

児童の性的搾取等については、被害が潜在化する蓋然性が高いことから、あらゆる機会を通じてその実態を把握し、違法行為の端緒を捉えて取締りを行っていくことが重要である。特に、現下の情勢を踏まえ、以下の各分野に関して取組を強化することとされたい。

(1) 児童ポルノ事犯

ア 悪質な児童ポルノ事犯の取締りの推進 (5-③※)

※ 下線部は「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」の関連施策を指す。

低年齢児童を狙ったグループによる事犯、児童ポルノ販売グループ等による事犯、ファイル共有ソフト利用事犯等の悪質な児童ポルノ事犯については、一般国民からの通報やインターネット・ホットラインセンターからの情報提供、街頭活動やサイバーパトロール等の各種警察活動を通じて端緒情報の把握に努めるとともに、これを把握した場合には速やかに必要な捜査を行い、検挙の徹底を図ること。

この際、関係する都道府県警察が複数にわたる場合には、積極的に合・共同捜査を推進すること。また、児童ポルノの販売事案における顧客や自画撮り等された児童ポルノの提供を受けた者に対しても必要な捜査を行い、低年齢児童を性的好奇心の対象とする者の把握、流通した児童ポルノの回収等に努めること。

イ 悪質な関連事業者に対する責任追及 (5-⑤)

インターネット利用児童ポルノ事犯の捜査において、児童ポルノの提供等に利用されているサイト管理者、サーバ管理者等を把握した場合には、これに対して指導・警告を行うとともに、自ら管理する掲示板に児童ポルノの投稿を促したり、削除依頼を受けながらあえて児童ポルノ画像を放置しているなどの悪質な関連事業者に対しては、共同正犯、幫助犯等の適用を視野に入れた積極的な捜査を行い、その刑事責任を追及すること。

ウ 国際連携による国外犯等の取締りの強化 (1-⑮)

日本人による国外における児童ポルノ製造等事犯や海外のサーバを悪用したインターネット利用事犯等我国が管轄権を有する国際的な児童ポルノ事犯の取締りを推進するため、当庁においては、国際刑事警察機構（ICPO）や外国捜査機関等との情報交換、国際捜査共助等の国際連携を進めているところ、国際的な児童ポルノ事犯についての情報収集にも配意し、端緒を得た場合には、当庁と緊密に連携し、検挙に向けた積極的な捜査を推進すること。

(2) コミュニティサイトの利用に起因する児童買春等の事犯 (5-③)

近年、出会い系サイトの利用に起因する児童買春等の被害児童数は減少傾向にある一方で、SNSサイトを始めとするコミュニティサイトの利用に起因する児童買春等の被害児童数は増加している。こうした現状を踏まえ、サイバー

補導を含む補導活動や相談活動等を通じてこの種事犯の端緒情報の把握に努めるとともに、これを把握した場合には、速やかに必要な捜査を行うこと。また、コミュニティサイトに援助交際を装った書き込みをして、実際には組織的に児童に売春をさせるいわゆる「援デリ」事件の検挙事例もあることから、取調べや証拠の精査等を通じて、事件の背景に存在する実態の解明を図ること。

(3) 児童の性に着目した新たな形態の営業に関連した事犯

ア 実態把握の推進 (2-⑦)

児童の性に着目した営業は、近年、大規模な繁華街を擁する大都市を中心に様々な形態により出現しているところ、この種のいわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業については、児童が当該営業に従事したことを契機として児童買春等の被害に遭う危険性が高く、少年の保護と健全育成の観点から憂慮すべきものといえる。

他方、こうした営業は、警察の取締りを回避すべく次々とその形態を変えるなどしている状況がうかがえることから、的確に実態を把握し、迅速に対応することが重要である。このため、当庁から別に指示するところにより、無店舗型の営業も含めたこの種営業の実態把握に努めること。

イ 各種法令を適用した厳正な取締りの推進 (5-③)

実態把握の結果、いわゆる「JKビジネス」に関連して行われた違法行為の端緒を得た場合には、労働基準法、児童福祉法等の各種法令を適用した厳正な取締りを推進すること。

ウ 条例制定を含む必要な対策の検討・実施 (5-③)

いわゆる「JKビジネス」の存在が確認されている地域を抱える都道府県警察においては、管轄地域内における当該営業に関連する犯罪被害防止の観点から、条例制定を含む必要な対策について積極的に検討し、実施すること。

3 児童の保護及び支援の推進

(1) 相談への適切な対応 (4-①・②)

少年サポートセンターや警察署等において、又は「#9110（警察相談専用電話）」等の総合窓口電話番号を含む各種相談窓口において、児童やその保護者等から児童の性的搾取等に係る相談があった場合には、その内容に応じて必要な助言、指導を行うとともに、他の行政機関等において対応することが適当である場合には、プライバシーの保護等に配慮しつつ、確実かつ円滑な引継ぎを行うこと。また、こうした対応を円滑に行うことができるよう、平素から関係機関との連携を強化すること。

加えて、近年の児童によるコミュニティサイトその他のコミュニケーションツールの利用実態に鑑み、フリーダイヤルでの相談受付や電子メール等による夜間・休日における相談受付等を進めるとともに、匿名での相談が可能であることやプライバシーが守られることについて積極的に周知するなど、児童が相

談をしやすい環境の整備に努めること。

(2) 積極的な補導活動の推進（2-⑧・⑨、4-⑤・⑥）

児童の性的搾取等の被害の未然防止及び被害児童の早期発見・保護を図るため、関係機関、ボランティア等と連携しつつ、街頭補導を推進するとともに、援助交際を求めるなどのインターネット上の不適切な書き込みを行った児童に対するサイバー補導も推進すること。また、いわゆる「JKビジネス」の存在が確認されている地域においては、同営業において稼働する児童等に対する街頭補導を積極的に実施し、いわゆる「JKビジネス」の有害性・危険性について指導・助言を行うこと。

(3) 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進（4-⑪、5-⑦）

捜査活動や相談活動等を通じて、児童の性的搾取等に係る被害児童を発見した場合には、速やかな保護を図るとともに、「被害少年保護活動の推進について」（平成23年7月7日付け警察庁丙少発第18号）等に基づき、関係機関・団体や外部の専門家と連携しつつ、少年補導職員等によるカウンセリングの実施や環境調整等の継続的な支援を図ること。

また、児童の性的搾取等に係る事件の捜査に際しては、被害者等である児童の負担軽減等のため、「児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との更なる連携強化について」（平成27年10月28日付け警察庁丁刑企発第69号等）に基づく取組を推進すること。この際、当庁から配布している執務資料「被害児童からの客観的聴取に関する留意点」等も有効に活用しつつ、聴取者等関係する職員の技能向上に努められたい。

4 児童の性的搾取等を防止するための広報・啓発活動の推進

(1) 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上（1-②）

広報資料や各都道府県警察のウェブサイト等の各種広報媒体のほか、シンポジウムやセミナー等の機会を通じて、児童の性的搾取等が児童の心身に有害な影響を及ぼし、かつ、その人権を著しく侵害する極めて悪質な行為であって断じて許されるものではないことを国民に周知し、児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上を図ること。

(2) 児童及び保護者に対する広報・啓発の推進（1-②）

上記(1)の各種機会のほか、学校等教育関係機関と連携して行う非行防止教室等の様々な機会を捉え、児童の性的搾取等の被害を防止するための着眼点や被害事例等について児童やその保護者に対する広報・啓発を行うこと。特に、いわゆる自画撮り被害により児童ポルノ被害に遭う児童や、コミュニティサイトの利用に起因して児童買春等の被害に遭う児童が多い現状に鑑み、スマートフォンを使用し始める高学年の小学生及び中学生並びにその保護者を重点として、インターネットの利用に伴う具体的危険性やフィルタリングの利用を含めた被害防止方策等に関する広報・啓発を行い、この種事犯の被害防止のための

注意喚起を強化すること。

(3) 警察の保有する情報の広報・啓発活動への活用 (1-②)

事件捜査や補導等の活動を通じて警察が把握した児童の性的搾取等の実態に関する情報について、警察が行う広報・啓発活動に活用することはもとより、プライバシー等の保護に十分配慮しつつ、児童や保護者に対する広報・啓発活動を行う地方公共団体や関係事業者、学校、NPO、ボランティア等に提供し、効果的な広報・啓発活動の実施に資するよう努めること。

(4) ウェブサイト等を通じた情報発信 (1-④)

各都道府県警察のウェブサイトやSNS等において、児童の性的搾取等に係る対策に関するコーナーを設けるなどして、政府及び警察の取組について情報発信を行うこと。

5 児童の性的搾取等に使用されるツール等に着目した対策の推進

(1) 児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進 (3-⑤・⑦)

サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンター、匿名通報事業等に寄せられた通報を通じて児童ポルノ画像等の違法情報等の把握に努め、これを把握した場合には、取締りを推進することはもとより、サイト管理者等に対する削除依頼を行うこと。また、民間による自主的な取組である児童ポルノ画像のブロッキングを支援するため、児童ポルノ画像の削除依頼を行った場合には、当庁へ報告すること。

(2) 繁華街・歓楽街における対策の推進 (3-⑨)

「繁華街・歓楽街の安全・安心の確保に向けた総合対策の推進」(平成27年7月17日付け警察庁乙生発第4号等)等に基づく対策を推進し、繁華街・歓楽街における児童の性的搾取等に係る犯罪インフラの解体等を促進すること。

6 その他

(1) ボランティア等との連携強化 (2-⑨・⑪)

児童の性的搾取等に係る対策をより効果的に実施するため、少年警察ボランティアやサイバー防犯ボランティア等各種ボランティアに対する支援を強化し、こうした団体と連携した取組を推進すること。また、児童の性的搾取等の被害者の支援等の活動に従事するNPO、ボランティア等との情報交換や連携の強化にも努めること。

(2) 児童の性的搾取等への対応能力の向上 (6-⑥)

児童の性的搾取等の取締り、被害児童への支援等に的確に対応するため、捜査員や被害児童支援担当者、相談担当者の能力向上に向けた研修を実施すること。また、捜査活動等を効果的に実施する上で必要となる資機材の整備等に努めること。